

# なかよし学級入会要件

(田尻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第3条及び第5条より)

## ○ 入会要件について

- 児童および保護者が田尻町在住であること。
- 小学校1年生から6年生の児童であり、保護者および同居の親族その他の方が、下記(1)から(3)のいずれかの事情に該当すること。

- (1) 労働等により昼間家庭にいない状態又はこれと同等の状態が月のうち15日以上あり、かつ、その状態が3月以上継続すること。
- (2) 長期間病気にかかり若しくは負傷し、又は心身に障害を有していること。
- (3) 指定管理者が前各号に類すると認める状態にあること。

※ 入会申請した場合であっても、下記のいずれかに該当するときは、入会を許可できない、または、利用の停止、もしくは許可を取り消す場合がある。

- 入会申請時に【入会要件】を満たさない場合
- 利用中に【入会要件】を満たさなくなった場合
- 利用料金を滞納した場合
- 申請書に不備があった場合
- 虚偽の申し込みがあった場合
- 定員を満たしている場合
- 利用時間内で退室を厳守できない場合
- その他放課後児童クラブの管理運営上支障があると認められる場合